

高砂市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくりを推進するため、高砂市子ども食堂（高砂市子ども食堂認証事業実施要綱第2条第2項に規定する高砂市子ども食堂をいう。以下同じ。）の運営団体（同条第3項に規定する運営団体をいう。）に対し、高砂市子ども食堂の運営に要する経費の一部について予算の範囲内において高砂市子どもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、高砂市子ども食堂の運営団体であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の決定後1年以上継続して高砂市子ども食堂を実施する見込みがあること。
- (2) 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、運営団体の関係者等の特定の者しか参加できない運営を行わないこと。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表項目の欄に掲げるもののうち、市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 高砂市子ども食堂の運営団体が当該年度の高砂市子ども食堂の開催につき支出した前条に規定する補助対象経費（別表区分の欄に掲げる区分のうち基本分に係るものに限る。）の総額（当該開催の際に、当該運営団体が受領した利用者から徴収した金銭（以下この条において「利用者徴収金」という。）があるときは、当該利用者徴収金の額を控除した額）と同表補助基準額の欄に掲げる区分のうち基本分に係る補助基準額とを比較して、その少ない方の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、当該額は一の年度につき12万円を限度とする。
- (2) 高砂市子ども食堂の運営団体が当該年度につき支出した前条に規定する補助対象経費（別表区分の欄に掲げる区分のうち加算分に係るものに限る。）の総額と同表補助基準額の欄に掲げる区分のうち加算分に係る補助基準額とを比較して、その少ない方の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、当該額が当該年度について1万円を超え

るときは、1万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする高砂市子ども食堂の運営団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体構成員名簿(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(概算払)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた高砂市子ども食堂の運営団体(以下「補助団体」という。)が円滑に事業を実施することができるよう、補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払により交付することができる。

(中間報告)

第7条 補助団体は、市長の求めに応じ補助金の交付の決定を受けた高砂市子どもの居場所づくり支援事業について中間報告を行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助団体は、高砂市子どもの居場所づくり支援事業を完了したときは、補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 実施報告書(様式第6号)
- (2) 収支報告書(様式第7号)
- (3) 領収書その他高砂市子どもの居場所づくり支援事業の実施に係る費用支払を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(書類の備付け)

第9条 補助団体は、前条各号に掲げる書類等高砂市子どもの居場所づくり支援事業に係る書類を備え、及び保管し、かつ、これを補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、市長は、期限を指定してその返還を求めることができるものとする。

(指導又は報告)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助団体に対して、第9条の書類を閲覧し、若しくはその提出を求めて運営状況を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	項目	補助基準額
基本分	食料費	120,000 円 (年間当たり) (ただし、年度途中から認証した団体の場合は、当該年度における活動期間の月数に1万円を乗じて得た額。)
	消耗品費	
	使用料・賃借料	
	光熱水費	
	印刷費	
	通信費	
	保険料	
加算分	食品衛生に係る受講料	10,000 円 (年間当たり)

